



2023年1月27日

内閣府男女共同参画局 御中

一般社団法人 Spring

代表理事 佐藤 由紀子

東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階

Email: lobbying@spring-voice.org

性暴力の根絶と性暴力被害者支援の運用拡充実現に向けた要望

平素より、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全の保護に取り組んでいただきありがとうございます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している被害当事者と支援者を中心とした団体です。

先般、刑法性犯罪規定の改正試案が法務省より公表されました。「同意」を欠く性行為を罰するものとして、大きな前進が見られたことを、大変歓迎しております。

性暴力のない社会を実現するには、1点目に、すべての国民が性暴力加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない教育、2点目に、性暴力の被害者の尊厳を守り、レジリエンスを後押しするための充実した支援制度、3点目に、性暴力被害当事者の実態に即した刑法性犯罪規定の創設、4点目に、犯罪捜査・裁判過程において二次被害が起きない体制の確保、そしてこれらのすべての実効性のある運用を省庁横断でかつ一体的に行うことが重要だと考えます。そしてなによりも「性暴力＝相手の同意のない性的な行為」ということの啓発広報と周知徹底が必要です。そのための施策を推進すべく、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」にもとづき、この集中強化期間において関係省庁の皆様が力を尽くしていただいたことに、深く感謝申し上げます。

引き続き関係省庁の皆様が連携をとり、さらに性暴力被害当事者の実態調査をすすめ、被害者の実態とニーズに即した施策、制度運用が整備されるよう、以下を要望します。

敬具

※青字で記載のある箇所が新たな要望になります。

1. 私たちが望む刑法改正 ～今回の改正試案でもなお、残された課題～

- (1) 性犯罪の処罰規定の本質に相応しく、罪名を「不同意性交等罪」に変更すること
- (2) 「同意の思い込み」の課題の解決をめざし、性行為を行おうとする者の行為規範を示すものであるスウェーデン型の性犯罪処罰規定の創設に向けて、調査・検討を開始すること

- (3) 性交同意年齢の年齢差要件をせめて3歳差に
- (4) 地位関係性を利用した罪の新設
- (5) 公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止及び延長

※2023年1月19日発表のSpring見解参照

2. 被害者支援の充実

- (1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの予算拡充、設置促進、人員確保等
- (2) ワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直し
- (3) 性暴力被害者支援に係る中長期的支援の拡充
- (4) 性暴力被害者支援に携わる機関への研修の徹底（警察/医療/教育現場/行政）
- (5) 被害者が利用できる制度拡充及び運用の改善
- (6) 災害時の性犯罪の対策強化
- (7) 男性やLGBTの性被害支援強化

3. 啓発・教育

- (1) 性暴力の根絶のための社会へ向けた啓発の推進
- (2) 性暴力被害者の相談窓口の周知徹底
- (3) 生命・身体・自由の尊重を守るための人権教育/性教育の実施
- (4) 教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対する研修の充実
- (5) 内閣府及び文科省の性暴力の定義、改正後の性犯罪処罰規定について、啓発広報の大々的な実施

4. 加害者への対応

- (1) 再犯防止対策の強化
- (2) 地域社会に対する適切な情報提供など
- (3) 日本版DBS制度の導入

5. 警察・検察における対応

- (1) DNA及び薬物等証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底
- (2) 被害届の原則受理の徹底
- (3) 警察署での被害届提出時の「安全」と思える部屋の確保
- (4) 子どもおよび障がいを持つ人に対する司法面接
- (5) 二次被害等防止のための研修及び養成の強化
- (6) 不起訴記録等の請求に対する弾力的開示の徹底



- (7) 捜査に関する適切な情報提供
- (8) 性犯罪被害者に関する情報の保護
- (9) DV・ストーカー対策の強化
- (10) ISVA 導入の検討

詳細の内容につきましては別紙「詳細版」をご参照下さい。

以上

【詳細版/性暴力の根絶と性暴力被害者支援の運用拡充実現に向けた要望】

1. 私たちが望む刑法改正 ～今回の改正試案でもなお、残された課題～

(1) 性犯罪の処罰規定の本質に相応しく、罪名を「不同意性交等罪」に変更すること

性犯罪の処罰規定の本質—相手が同意していない性的行為を罰する—に基づき、改正試案に「同意しない」の文言が盛り込まれました。このことを踏まえ、罪名についても、処罰規定の本質及び改正試案の条文に相応しく、「不同意性交等罪」へと変更し、国民にわかりやすく「同意のない性行為は性暴力であり、処罰の対象である」というメッセージを示してください。

(2) 「同意の思い込み」の課題の解決を目指し、性行為を行おうとする者の行為規範を示すものであるスウェーデン型の処罰規定の創設に向けて、調査・検討を開始すること

今回の改正試案の処罰要件に「同意のない」状態が含まれたことは歓迎すべきことですが、まだ大きな懸念があります。

性犯罪に関する刑事法検討会の取りまとめ報告書にもあるように、「そもそも、我が国では、「性的同意」という概念が浸透しておらず、社会的に何を性的行為の同意と見るかが曖昧で、明確な拒絶の意思表示がないことが同意を示すものではないということが理解されていない（原文ママ）」、といった現状があります。

それにより、2014年12月11日 福岡高裁宮崎支部判決、2019年3月19日 静岡地裁浜松支部判決のように、被害者は「同意していなかった」と認定され深刻な被害を受けているにも関わらず、加害者は被害者からそれとわかる言動がなかったことで、「同意していない」ことに気づかなかった、よって“故意”がなく無罪、となる事態が続いています。これは日本社会に深く根差した課題です。



だからこそ、内閣府は「勝手に YES と思い込むのは NO！」 「はっきり嫌だと言われなくても」 「相手の同意のない性的な行為は、性暴力です」とポスターで啓発し、文科省は「相手の同意を確認し、相手の意思を尊重しよう」「イヤと言っていない=YES ではありません」と『生命の安全教育』の啓発資料で訴えています。

しかし、前掲の判決のように、相手の意思を全く顧慮、確認しないまま、「同意していると思い込んでいた」で故意がないから無罪となってしまう恐れは今後まだ続くおそれが大いにあります。

この懸念を一掃するためにも、スウェーデンやフィンランド型のように「自発的に参加していない者に対し、性行為をした者は処罰する」といった条文へと、刑法を抜本的に改正することが必要です。

日本でも、今回の改正を契機に、さらに性暴力の処罰規定への見直しをすすめ、性行為をしようとする側が相手に対して、その行為についての自発的な意思をしっかりと確認しなければ罰せられる、というものに変えるための調査・検討を集中的に行ってください。

(3) 性交同意年齢の年齢差要件をせめて3歳差に

年齢差要件は5歳差では大きすぎます。13歳以上16歳未満では3歳差でも非対等性は明らかです。せめて3歳差としてほしいです。引き続き調査・検討をお願いします。

(4) 地位関係性を利用した罪の新設

法務大臣は諮問第117号にて、「相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること」について法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会に意見を求めました。しかし議論の結果、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮」との文言は盛り込まれましたが、罪の新設はならず、同意のない性行為を示す個別事由として規定するにとどまりました。

これではどのような関係性が相手に不利益を憂慮させるものなのか判別が難しく、地位関係性を利用して性行為に及んだ加害者が適切に裁かれるのか大きく懸念します。

少なくとも「不利益の憂慮」といった実質要件がなくても非対等性が明らかな、教師と生徒、施設職員と利用者(入所者)、主治医と患者、カウンセラーとクライアント、宗教指導者と信者等といった関係性における性行為は一律処罰対象として、その罪の新設に向けて、調査・検討をお願いします。

(5) 公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止及び延長

※2023年1月19日発表のSpring見解をご参照ください

[【公式】法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「試案\(改訂版\)」に対するSpringの見解](#)



2. 被害者支援の充実

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの予算拡充、設置促進、人員確保等
2010年に出された国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」¹によれば、女性20万人につき1か所のレイプクライシスセンターを設立すべきとしています。日本の女性人口で計算すると、全国で327か所必要ということになります。現在は50箇所²にとどまっています。早急なセンター増設を求めます。急性期は、医療的対応が必要であることから病院拠点型センターの役割が極めて重要です。また、相談拠点型においては速やかに被害者が医療機関に繋がるよう連携を徹底して下さい。更に後遺症は長期に及ぶため、継続的な支援が必要です。急性期でも中長期でもあらゆる時点から支援が受けられる体制を整えて下さい。また、支援員不足、支援員の質の格差も見られることから、人員確保に向けた予算拡充や、公費による支援員研修プログラムを受けられるよう早急に整備することを求めます。

(2) ワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直し

現在は、ワンストップ支援センターで警察や検察による事情聴取を1回で済ませられるわけでもなく、病院拠点型でないセンターでは新たに病院に行かなければなりません。被害者が1箇所で全ての手続きが終わるワンストップの機能を満たしているか疑問です。性暴力・性犯罪により大きなダメージを受けている被害者に負担を与えるのではなく、関係機関が動く仕組みを作ることが真のワンストップになると考えます。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直しを求めます。

(3) 性暴力被害者支援に係る中長期的支援の拡充

性暴力被害は、被害を自覚するのに長い年月を要することがあり、また被害を自覚していても、被害に向き合うには様々な葛藤や困難を伴います。性被害は時間が経てば自然に癒えるものではありません。被害から20年、30年時間が経過していようと、どの時点からでも支援が受けられる体制を整えて下さい。

¹国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo48-2-1.pdf>

²性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf



・カウンセリング等を含めた心理治療の無償化

性暴力被害にあった人が、生涯において PTSD に罹患する割合は、男性が 65%、女性が 45.9%³と非常に高い割合で起こっています。また、性被害に遭うとこれまでの仕事等の社会活動が継続できなくなり、被害者は経済的に困窮した状態に置かれます。更に PTSD をはじめとした様々な後遺症の治療には長い年月を要するため、自費診療のカウンセリング治療を継続して受けることは被害者にとって多大な負担となり、心理治療を受けられない被害者も多く存在します。これらを踏まえ、治療が完了するまで、概ね 15 回～20 回程度、カウンセリングを無料で受けられる体制や、ワンストップセンターに心理専門職をおき、そこで無料カウンセリングが提供される体制作りを求めます。

(4) 性暴力被害者支援に携わる機関への研修の徹底（警察/医療/教育現場/行政）

性暴力被害者支援に関わる機関について研修を徹底して下さい。

看護師や助産師等を病院拠点型ワンストップセンター等に適切に配置し、定期的な研修を実施すること、及び、児童生徒の性犯罪被害者に対する専門的知識を持つ人材を確保、育成する仕組みを作ること求めます。例えば、教育現場では、スクールカウンセラーや養護教諭、教員、また、警察では、支援室にいる心理士、行政では、心理士ソーシャルワーカー等が対象です。

(5) 被害者が利用できる制度拡充及び運用の改善

・被害者給付金制度の運用改善

給付された後、被害者が民事裁判を起し、給付金以上の損害賠償額が支払われた場合には被害者に給付金の返還義務がありますが、性暴力が貧困に直結している実態を鑑みれば、損害賠償とは別枠で給付するなど制度運用の改善及び議論の余地があると言えます。

・公共住宅への優先入居制度の運用改善

警察に被害を申告したことで加害者の報復を恐れ、転居を余儀なくされる被害者は数多く存在します。しかし、管轄の担当職員の無理解によりセカンドレイプを受け、この制度そのものを利用できないケースがあります。公共住宅への優先入居制度の運用が適切に行われているか、また行われていない場合は、何が原因なのか実態把握のための調査をして下さい。被害者に接する可能性のある職員への研修徹底を求めると共に、このような事態が再び起こらないよう必要な措置を講じて下さい。

³ Kessler, R.C, et al (1995) Posttraumatic stress disorder in the national comorbidity survey. Archives of General Psychiatry. 52:1048-1060.



・被害者の雇用安定の促進

性被害により入院、通院などで休職したり、また職場の人間関係の悪化などで離職せざるをえない状況に追い込まれることも少なくありません。被害者の仕事が継続できるように、事業主に理解を促す仕組みをつくり、被害者が働き続けられるようにして下さい。雇用継続が難しい場合は再就職や転職が可能になるよう、雇用安定をサポートして下さい。

・東京都生活保護受給者への自立促進事業カウンセリング費用補助の全国拡大のための国庫負担化

性暴力被害によって複雑性 PTSD や解離性同一性障害などの深刻な精神疾患を発症させられた方は、就業が困難となり、生活保護を受給せざるを得なくなる場合も少なくありません。深刻なトラウマによる精神疾患の治療では、精神科の診察のみより、トラウマ治療に特化した長期のカウンセリングを併用することが回復の促進につながります。東京都の生活保護受給者への自立促進事業における年間7万2000円のカウンセリング費用補助は、そういった方が困難を乗り越え回復し就労できる状態になることを後押しする大変有効な制度です。しかし、その事業を実施しているのは東京都の一部の自治体にとどまっており、被害当事者が住んでいる自治体によってトラウマ治療による回復に大きな差異が生じるといった実態があります。自立促進事業がない自治体にお住いの、性被害を受けたことによって就労困難となった生活保護受給者は、生活保護の支給範囲ではカウンセリング費用を捻出することが不可能に近い状況です。そのため、PTSD 症状に長期にわたり苦しめられ続け、就業不能状態からいつまでたっても抜け出せず、勤労権利の侵害及び甚大な社会的損失を招いています。こういった行政施策の不均等、不作為による地域格差を解消するため、性加害によって被った生活・就業困難状態から被害者を等しく救済するべく、カウンセリング費用補助を国内全ての自治体で行えるよう、国庫負担化して下さい。

(6) 災害時の性犯罪の対策強化

災害時の性被害には、避難所のリーダーや仮設住宅の世話役等、地位関係性を利用した強制性交や準強制性交、強制わいせつなどが実際に起こっています。しかし、災害時の特殊性により、なかなか顕在化されないのが実情です。被災後時間が経過して発覚するケースもあるため、正確な実態調査を行い、対策強化と啓発によって災害時性暴力の根絶を求めます。また、平常時における地域の防災計画立案時から、男女共同参画・多様性配慮の項目を定め、複数名の当事者と共に作成するようにして下さい。

(7) 男性やLGBTの性被害支援強化

これまでの性被害に関する国の実態調査や報告書などには、男性やLGBTに対する性暴力の実態や支援に関する記述が圧倒的に少なく、十分な調査もなされていないと感じます。2017年の刑法性犯罪規定改正により性犯罪の対象が広がったことから、幅広い被害の実態を検証すべきです。

3. 啓発・教育

(1) 性暴力の根絶のための社会へ向けた啓発の推進

「痴漢注意」「夜道の一人歩きは危険」などはいずれも、性暴力は被害者が気を付けなければならないというメッセージです。それは、性暴力を防げなかったのは被害者に落ち度があるからだという偏見を強めることにもつながります。防犯意識を高めること以上に、性暴力はあってはならない犯罪だという啓発が必要です。たとえば、「飲んで酩酊している人への性行為は犯罪」「就職活動者と性行為を持つことは不適切」など、加害側に自覚を求める啓発、同意がない性行為は犯罪であることを周知徹底することを求めます。

(2) 性暴力被害者の相談窓口の周知徹底

ワンストップ支援センターの数が圧倒的に少ないこともあり、その存在はまだ知られていません。バスや電車などの公共交通機関に掲示、報道機関に性暴力・性犯罪を報道する時には、ワンストップ支援センター連絡先の掲載を求める、無料のリーフレットなどを公共機関などにおいて、周知できるよう十分な予算を確保して下さい。

(3) 生命・身体・自由の尊重を守るための人権教育/性教育の実施

教育においては、0歳からすでに性暴力被害が起こることを踏まえて、早期に取り組む必要があります。「あまり早く取り組みすぎると性行為が低年齢化するのではないか」といった懸念の声もありますが、国際的にはむしろ早期に性教育をしたほうが性行為の年齢は高くなるという国際的なエビデンスがあります。国連『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、性教育の開始は5歳を設定しています⁴。年齢に応じた適切な情報の提供が、性加害・性被害の予防にもつながります。また、性教育は「性交」に関する教育にとどまらず、対等な人間関係、互いを尊重する関係性をもつ能力を育むことを含めた、人権や関係性に関する教育です。保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領に上記項目を入れ、適切に実施できるようにして下さい。

(4) 教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対する研修の充実

教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対しては、性虐待や子どもの性暴力に関する研修を必修とし、学校や保育現場での対応能力を向上させて下さい。例えば、「未成年性的虐待順応症候

⁴ 国連『International Technical Guidance on Sexuality Education (国際セクシュアリティ教育ガイダンス)』
<http://unesdoc.unesco.org/images/0026/002607/260770e.pdf>



群」⁵やトラウマインフォームドケア、RIFCR（リフカー）研修を必修とした上でその後も定期的に研修で学ぶなど体制を整えて下さい。

(5) 内閣府及び文科省の性暴力の定義、改正後の性犯罪処罰規定について、啓発広報の大々的な実施
内閣府や文部科学省において、内閣府は「勝手に YES と思ひ込むのは NO！」「はっきり嫌だと言われなくても」「相手の同意のない性的な行為は、性暴力です」とポスターで啓発し、文科省は「相手の同意を確認し、相手の意思を尊重しよう」「イヤと言っていない=YES ではありません」と『生命の安全教育』の啓発資料を学校教育現場で活用していますが、この啓発ポスター、啓発資料の活用のための予算を大幅に拡充し、啓発する場所、機会を大幅に拡大し、日本の隅々まで「性暴力=同意のない性行為」だということを周知させること。

そして、性犯罪における刑法が改正されたと同時に、「相手の同意のない性行為は処罰されます」という広報啓発活動を大々的に行ってください。

また、『性的同意』の概念について、全国民の手に届く規模でパンフレットを作成・配布し、周知徹底を図ってください。『性的同意』の「4つの同意基準と3つの条件」について、内閣府のホームページで広報をお願いします。

4. 加害者への対応

(1)再犯防止対策の強化

性犯罪は、依存性があり、矯正プログラムへの継続的かつ自発的な参加が求められます。受刑中のみならず、その後も治療を義務付けるなどしない限り社会に安全は訪れません。出所後の継続的な矯正プログラム受講の体制を整えて下さい。また、小児性犯罪は特に依存性が強いいため、前歴者は子どもに関わる職業に二度と就くことが出来ないようにする制度を徹底するよう求めます。具体的には、性暴力を行なった教員、保育士の犯罪履歴を数年経ったからといって取り消さずに残して下さい。有罪とされた者への教員免許、保育士免許の再交付を禁止して下さい。

(2) 地域社会に対する適切な情報提供など

性犯罪の再犯率が高いというのはすでに広く知られています。一人の加害者は生涯で380人の被害者を生み出す⁶という研究結果もあります。これまでも再犯防止プログラムを実施してもなお高頻度で再

⁵ ロナルド C. サミット 「未成年性的虐待順応症候群」 1983

⁶ 藤岡淳子 「性暴力の理解と治療教育」 2006



犯が起きていることを鑑み、犯防止のために加害者の情報を行政が把握できる仕組みなどを議論する必要があります。

(3) 日本版 DBS 制度の導入

保育士や教員、部活動のコーチ、塾講師など、子どもにかかわる職につく者への性犯罪加害履歴がないかどうかをチェックする仕組みを導入してください。

5. 警察・検察における対応

(1) DNA 及び薬物等証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底

平成 28 年 7 月 28 日付で、警察庁が「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備について」通知しています。しかし、試行を整備している警察は 14 都道府県にとどまっています。警察による捜査や、その後の裁判で用いられる証拠は時間の経過と共に消滅していきます。被害者は警察に届け出るよりも、産婦人科や泌尿器科に行く場合が多いため、そのときにすぐに証拠が採取できるよう、医療機関に加害者の DNA 採取を目的としたレイプキットの配備義務づけを求めます。

また、刑法では、アルコールや薬物を使用した性犯罪を「準強制性交等罪」ならびに「準強制わいせつ罪」としていますが、アルコールは短時間で消失します⁷。薬物によっては、摂取後、数時間から数日間（3 日前後）で体外に排出されます⁸。このため、状況によっては、事情聴取前に証拠として薬物を採取する必要があります⁹。また、交番、相談機関などとの連携を強化し、証拠採取が迅速に行われ、証拠を適切に保管する環境を整備して下さい。そして、この体制があることを国民に広く周知して下さい。

(2) 被害届原則受理の徹底

警察庁の定める受理の原則では、「被害の届出に対しては、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること」とされています。しかし、実際には、警察に行っても被害届を受理してもらえなかった、という被害者の声が後を断ちません。適切な捜査や調査が行われなければ、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものかどうかは真

⁷ ビール中ビン 1 本が分解されるのに、女性はおよそ 3 時間程度、男性は 2.2 時間程度である。（厚生労働科学研究『わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関連する生活習慣病とその対策に関する総合的研究』[研究代表者 樋口進]）http://www.kurihama-med.jp/kaijo_tool/pdf/kaijo_1.pdf

⁸ 内閣府男女共同参画局「薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力って？」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dfsa/index.html

⁹ 平成 28 年 警察庁刑事局「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備について」
<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/souichi/souichi20160728.pdf>



に判断出来ないのではないのでしょうか。被害届受理原則に基づき、被害の申告を一件も取りこぼすことのないよう被害届を受理して下さい。また、これが全国の警察署で徹底されることを強く望みます。

(3) 警察署での被害届提出時の「安全」と思える部屋の確保

被害者は心に深い傷を負い、被害の事実を思い出したり、少し話そうとしたりするだけでもフラッシュバックや過呼吸などのパニック発作に襲われる方がいます。警察署で被害届提出、供述調書の作成、「再現」等を行う際、被害者はその恐怖や不安、自責、恥の意識とたたかいながら必死で話さなければなりません。しかし、警察署によってはとても安全とは思えない部屋に通され、その時点で被害者の方は全く話すことができなかつたということがあります。被害者が安心して供述したり「再現」をしたりすることができるように、できる限り人目につかない場所で、周囲の喧騒が届いてこない、司法面接で使われるようなあたたかい雰囲気のある部屋を、すべての警察署に設置して下さい。

(4) 子どもおよび障がいを持つ人に対する司法面接

被害者が同じ内容を何度も話すことは多大な苦痛を伴います。したがって、被害者に何回も供述させるのではなく、1回の供述のビデオ証言を主尋問の代わりとして採用すること、また被害者があとで思い出したことや勘違い等に気付いた時には、その旨を供述し直すことができる、とすることを求めます。また、障害児者には誘導や暗示を受けやすいといった特性に配慮し、実施場所や人員の整備、医療との連携を進めて下さい。

(5) 二次被害等防止のための研修及び養成の強化

附帯決議三では、「偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努める」と定められています。

しかし、未だに被害者に向けられるセカンドレイプが後を断ちません。レイプ神話の他にも「抵抗しなかったから同意」「自分から誘ったのではないか」「あなたにも落ち度がある」これらの発言は、傷ついた被害者の心をさらに深く痛めつけるセカンドレイプ（二次被害）です。セカンドレイプは被害者を沈黙させ、加害行為を容認するものであり、被害の申告や支援への道を阻む原因にもなっています。被害者心理の実態を踏まえ、全ての警察官や検察官、ならびに制度上、性暴力被害者に関わる全ての職員に対し、セカンドレイプ防止のための研修及び養成を行うとともに、セカンドレイプ防止を国民に広く周知して下さい。

(6) 不起訴記録等の請求に対する弾力的開示の徹底

附帯決議五では、「起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること」としています。しかし、被疑者が不起訴



処分¹⁰になった理由を知らされない被害者が数多く存在します。理由が分からなければ、被害者が今後どのような法的措置をとる選択肢が残っているのか、知ることができず前に進むことが出来ません。

「被害者の心情に配慮」した「丁寧な説明」についての基準を明確化し、全国一律に処分の理由について丁寧な説明を行って下さい。

(7) 捜査に関する適切な情報提供

警察庁の基本方針と施策によると「警察において、捜査への支障等を勘案しつつ『被害者連絡制度』等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。

(後略)」とあります。しかし、被害者が警察官に被疑者がなぜこのような犯罪に及んだのか、同意に関してどのような供述をしているのか等を尋ねても、これらの情報が提供されず、その警察官の裁量に委ねられるということが起こっています。全国のどの警察署に行っても被害者の要望に応じ、捜査状況の情報を被害者に提供されることを望みます。

(8) 性犯罪被害者に関する情報の保護

警察に被害申告したことで、被害者が加害者から逆恨みされ、同じ加害者より再び危害を加えられることがないよう、被害者に関する情報の保護を強化、徹底して下さい。

(9) DV・ストーカー対策の強化

元を含む配偶者・交際相手によるDVやストーカー事件は継続して起こっており、令和元年のストーカー被害者の88%が女性、ストーカー加害者の81.2%が男性、DV被害者の78.3%が女性、DV加害者の78.3%が男性¹¹という、女性への暴力です。殺人、殺人未遂、傷害事件も後を立たず、被害者たちは日々危険に晒されています。

諸外国のように警察にDV専門の部署を設ける、裁判所にDV専門の法廷を設け、服役か治療教育を選択できるような法改正を含めた司法分野での取り組みを強化し、適切な加害者対応を行って下さい。

¹⁰ 『平成29年の強制性交等の起訴率は32.7%、強制わいせつの起訴率は37.8%です。起訴率は高いとは言えず、訴率は平成17年は65.8%、平成28年は35.3%です。』

検察庁「被疑事件の罪名別起訴人員、不起訴人員及び起訴率の累年比較」『検察統計(2017年)』

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20170&month=0>

¹¹ 警察庁6ストーカー事案の被害者・加害者の状況等(令和2年)

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/R1_STDVKouhoushiry



(10) ISVA 導入の検討

イギリスには、警察、被害者支援センター、医療機関など多機関連携が必要な被害者支援の要として、ISVA（イスバ：性暴力独立アドバイザー）という制度があります。性暴力被害者に最初から最後まで寄り添い(担当制)、全てをサポートする役割を果たし、捜査や裁判過程で繰り返し様々な機関に同じ話をしなければならないことで生じる二次被害のリスクを減らすことにも、大きく貢献しています。日本にもある SARC などワンストップセンターやレイプクライシスセンターに所属し、警察や司法機関とは独立した存在として、被害者の気持ちを中心に据えた、刑事司法プロセスの支援を行います。ISVA は意思決定の支援、裁判の付き添い支援などについて、専門的な訓練を受けた、臨床家でもあるスペシャリストです。国レベルの被害者支援システムであり、特によい点は、専門多機関で被害者のニーズとリスクのアセスメントチェックリストを共有していることです。

ISVA の存在により、各機関のサービスの質が向上します。捜査機関にとっては迅速な捜査と被害者の福祉のバランスを取りつつ、聴取による二次被害のリスクを回避するという困難な役割がありますが、ISVA が被害者支援を担ってくれることにより捜査に集中できるという利点があります。被害者がより安心して捜査に協力できるようになり、捜査機関は捜査中断のリスクが軽減されて捜査により専念できるようになるための仕組みとして、ぜひ日本でも ISVA 制度の導入を検討してください。

以上